

本校教員に対する懲戒処分について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和8年3月17日

2. 被処分者 男性教員

3. 処分の内容 減給

4. 事案概要

昨年6月に実施した実習科目において、実験に失敗した学生から再度の実験の申し出があった際、被処分者が「これから先に進むには土下座でもしないとね」と発言し、これを受けて、学生が実際に土下座をした。再実験は実施されたものの、学生の中には、心理的抵抗を覚え、土下座を強制されたと受け止める者がいたことが判明している。また、土下座は屈辱的な行為であり、精神的苦痛を与える行為でもある。本校は、この行為をハラスメントとして認定し、上記のとおり懲戒処分を実施した。

5. 校長コメント

本校の教員が、このような行為を行ったことは誠に遺憾であり、被害者及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

本校では、このことを厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起らないよう、全教職員を対象とするハラスメント防止研修会を実施し、ハラスメント防止を徹底するとともに、ハラスメント防止ガイドライン及び対応フローの見直しや被害者学生及び関係者への支援など、学生の皆さんが安心・安全に学校生活を過ごせるよう改善を図り、本校の信用回復に努めて参る所存です。

独立行政法人国立高等専門学校機構

豊田工業高等専門学校長 阿波賀 邦夫